

内閣総理大臣 大平正芳 殿

日本学術会議会長 伏見康治

写送付先：衆議院議長、参議院議長、大蔵大臣、文部大臣、日本私立大学協会会长、日本私立大学連盟会長、日本私立短期大学協会会长、私立大学懇話会会长、日本私学振興財団理事長、私立大学教授会連合会長

私立大学に対する国庫助成の改善・増額について（勧告）

標記について、日本学術会議第 79 回総会の議決に基づき、下記のとおり勧告します。

記

我が国の高等教育水準の維持・向上は、国の学術・文化の発展にとって極めて重要な課題である。この意味で、高等教育の大部分を分担している私立大学の質的水準の向上は、我が国の文教・学術政策上の最重点目標の一つといわなければならぬ。私立大学は、我が国の学術・文化の向上に貢献する重要な社会的使命を負っている。本会議は発足以来今日まで、その充実と発展に大きな関心を寄せてきた。幸いにして、昭和 45 年度に発足した私立大学等経常費補助金の制度は次第に定着しつつある。しかしながら、私立大学の現状は極めて不十分なものがある。我が国高等教育の 8 割を分担している私立大学の重要性にかんがみ、その現状を速やかに改善し、研究と教育の充実・発展を強力に促進する必要がある。

以上の見地から、私立大学に対する国庫助成について、当面、以下の諸点に十分留意した改善の措置を速やかにとられるよう勧告する。

I 私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）の立法趣旨及び同法の附帯決議を十分に尊重し、その早期実現を図ること。特に、私立大学等経常費補助金については、その当初目標たる 2 分の 1 補助を速やかに達成すること。

II 国庫助成の条件改善に当たって、下記の諸点に留意すること。

1. 修学上の経済的負担の軽減を図ること。

- (1) 学費に対する税制上の優遇措置。
- (2) 授業料の直接補助制度の新設。
- (3) 私立大学等各種団体の育英奨学制度拡充のための助成措置。
- (4) 日本育英会奨学金の貸与額増額、貸与学生数増員のほか奨学生採用率の是正措置。

2. 研究と教育の水準向上を図ること。

- (1) 専任教員比率を引き上げるための専任教員新規増員に対する特別助成の措置。
- (2) 非常勤教員に対する助成措置の大幅な改善。
- (3) 学生実員を定員化するために必要な特別助成の措置。

- (4) 現行の研究設備整備費補助金制度の拡充。
- (5) 研究・教育に係る施設改善に対する助成措置。
- (6) 夜間部、通信教育部等への助成条件の改善。
- (7) 地方文化の発展に貢献しながらも財政上の困難に直面している私立大学への特別助成の措置。特に、沖縄県の私立大学に対する格別の配慮。
- (8) 学術・研究の基盤を強化するため、大学院並びに附置研究所の研究・教育条件の充実を図る特別助成の措置。
- (9) 短期大学に対する助成条件の改善。
- (10) 新増設の大学・学部等の完成途上への経過に対応して、これを初年度より補助金交付の対象とする改善措置。

3. 私学経営の健全化を図ること。

- (1) 寄附金に対する免税措置の改善。
- (2) 日本私学振興財団の融資条件の改善と融資額の増額。
- (3) 教職員福利厚生の改善に対する助成措置の拡充。

III 現行助成法制度の改正とその抜本的改善を図ること。

- 1. 私立学校振興助成法をはじめ、日本私学振興財団法（昭和45年法律第67号）並びに学校法人会計基準等の助成関係法規を整備するため、私立大学等関係団体の意見を十分に反映した改正作業の開始。
- 2. 私立大学の改善努力を促進させる公正で有効な助成配分方式の改善。
- 3. 私立大学に対する国庫助成改善のため、私立大学の自主性と計画性が保障される新たな助成方式と助成機関の設置等をふくむ長期的施策の確立。

以上の改善等の措置をとるに当たっては、私立学校法（昭和24年法律第270号）第1条並びに、私立学校振興助成法第1条の規定に基づき、私立大学の自主性と独自性を損なうことのないよう十分配慮されたい。

（別紙）

明 説

本会議は発足以来、私立大学の社会的・文化的役割の重要性に着目し、我が国の学術・文化振興の見地から、その充実・発展に关心を寄せてきた。特に、第43回総会で採択した「私立大学の助成について」（昭和40年5月11日）の勧告は、私立大学等経常費補助金をはじめ、現行私学助成制度の確立に大きな役割を果たしてきた。また、国民の理解と協力のもとに、関係機関の努力によって、助成制度がしだいに改善されつつあることも事実である。しかしながら私立大学の研究・教育条件はなお極めて不十分であり、このまま推移すれば、その将来は深く憂慮せざるをえない。我が国高等教育の8割を分担する私立大学の社会的役割の重要性にかんがみ、その現状の速やかなる改善と研究・教育の充実・発展の促進は、今日緊急を要する課題であると考える。

以下、勧告事項に関して、簡単に説明を付したい。

1. 我が国高等教育機関（大学・短期大学・高等専門学校）は、昭和40年前後から、大学等進学者の激増期を経て、今日に至っている。このような高等教育の量的拡大化は我が国に限らず国際的な傾向である。しかしながら、我が国の著しい特徴は、急激に増加した大学志願者の受入れをほとんど私立大学に依存した点にある。その結果は、現在大学・短期大学に在籍する学生224万人のうち、その約8割（大学76.2%，短期大学91.3%—昭和53年度）の教育が私立大学によって分担されるという特異な構造となっている。このような急激な量的拡大への動向は、ややもすれば質的水準の維持・向上を看過しがちとなり、私立大学における研究・教育条件の悪化を招くに至った。この深刻な事態の改善を図るために、昭和45年に日本私学振興財團法が制定され、私学に対する国庫助成の抜本の方策の一つとして私立大学等の経常的経費の2分の1補助を5か年間で達成することを目標とした本格的な助成計画が実施された。更に、昭和50年7月には、私立学校振興助成法が6項目の「附帯決議」とともに可決成立し、翌年4月からようやくその体制を整えることとなった。しかしながら、私立大学等経常費補助金の制度が発足して10年を経過した昭和54年度の同補助金2,355億円（政府予算）も、全私立大学等の経常費総額7,298億円（文部省推算）に占める割合は32.3%にしか過ぎず、当初目標である2分の1補助の達成にはいまだほど遠い。この改善のテンポを早め、「附帯決議」の早期実現を図ることがなによりの急務である。
2. 私立学校振興助成法は、その第1条において、私立学校に在学する学生等に係る修学上の経済的負担の軽減と私立学校の教育条件の維持・向上と私立学校の経営の健全性の確保の3点を助成目的として明示している。本要望もこの3点を中心�に当面の改善措置を考慮した。
3. 修学上の経済的負担の軽減については、主として次の点に留意した。
 - 1 私立大学の学費は止まるところを知らず上昇し続けている。昭和54年度の私立大学（4年制・昼間・学部）初年度学生納付金は、全平均で655.504円となっており、昭和41年度から4倍増している。これは消費者物価指数はもとより、都市労働者世帯収入の増加傾向をはるかに上回るものである。この結果、学生の家庭所得階層分布では、依然として高収入層の比重が大きく、このまま推移すれば、家庭の経済的理由によって国民の高等教育進学の機会が著しく制限されることとなる。このことは、憲法第26条及び教育基本法第3条に規定された国民の教育を受ける権利と教育の機会均等の原則を侵すものであり、もはや放置できない問題である。
 - ロ ここでは、学費に要する経費を税法上の免税措置によって軽減する措置とともに、すでに各地方自治体が私立高等学校に対して実施している授業料の直接補助制度を私立大学にも適用して、低い所得層に対する国レベルの直接補助制度を確立する必要がある。
 - ハ また、各種の育英奨学制度の拡充が不可欠である。日本育英会をはじめ、奨学事業は極めて不十分である。「高等教育機関在学者に占める奨学金受給者の比率」（昭和50年度）をみると、イギリスの87.1%をはじめアメリカ44.8%，西ドイツ42.0%に対して、日本は10.2%（日本育英会奨学金）（昭和51年度）にしかすぎない。また、昭和52年度の

日本育英会奨学金の貸与率（対学生総数比）をみると、「一般学部」で国・公立 25.5% に対して私立大学は 6.2%，私立短期大学は 3.0% にすぎない。更に、奨学生の採用率をみると、「一般貸与」で国・公立 84.6%，「特別貸与」で 68.7% に対して、私立はそれぞれ 38.2%，49.0% といずれも著しく低い。育英奨学制度の大幅な拡充とともに、このような国・公立・私立間の格差は速やかに是正されなければならない。

4. 私立大学の研究と教育の水準向上については、主として次の点に留意した。
 - イ 私立大学の専任教員比率が極めて低い。各大学・学部の類型によって若干の差異はあるが、全体としてみると、（昭和 53 年度）専任：非常勤の比率が国立 69.5 : 30.5 に対して、私立大学は、53.6 : 46.4 となっている。医歯系、理工系を除く大半の私立大学・学部では、非常勤教員が専任教員を上回って過半数を占めている。
 - ロ 「専任教員 1 人当たり学生数」（昭和 53 年度）は、国立 8.6 人、公立 9.1 人に対して、私立 30.2 人となっているが、大学・学部によってはこの差は著しく大きい。国立：私立で比較してみると、文学部 7.7 人 : 38.2 人、法学部 18.9 人 : 81.8 人、経営学部 21.8 人 : 93.9 人、商経学部（私立のみ）では 113 人となっている。私立大学は医学部（4.3 人 : 2.3 人）を除く、ほとんどすべての学部において、専任教員条件は著しく悪い。専任教員の新規増員は私立大学にとって大きな財政負担を伴うものであり、これについての格別の措置が講ぜられる必要がある。
 - ハ 教育条件のいま一つの指標である「学生定員対実員比」をみても、著しく悪い。私立大学（4 年制・昼間・学部）の全体でみると、学生実員の対定員比（昭和 53 年度）は、1.77 倍となっているが、法・経・商学部等の社会科学系学部では、2 倍を超えているところも少なくない。この事態の改善には 2 つの方法がある。第 1 の方法は、定員過剰率の引き下げの視点から、過剰の実員を減少させて定員に近づける方法である。しかしこの方法をにわかに一般化はできない。入学実員の縮減による定員化を各大学で厳密に進めると結果として多数の大学進学希望の青年に私立大学の門戸を閉ざすことになる。このことは、国民の高等教育を受ける機会を著しく制限するばかりでなく、国民の高等教育への必要性をみたす私立大学の積極面を滅殺することになる。かかる見地からみると、第 2 の方法は、学生実員の定員化を促進することである。学生実員に対応した定員増の措置をとることによって、大学設置基準に適合する専任教員増員をはじめ、施設、設備等の教育条件の改善を図ることがより現実的であり、かつ急がれなければならない措置であると考える。
 - ニ 地方都市の与望を抱って設立された私立大学が、青年の大都市指向による過疎化現象等に直面して、学生数の定員確保に苦慮し、財政的困難に直面しながらも、その地域の行政への参加やボランタリー活動等を通して、地方文化の振興に貢献している現実がある。このような地方私立大学や短期大学に対して、格別の助成措置が講ぜられ、「地方の時代」にふさわしい私立大学の育成にこだえる必要がある。
- 特に、沖縄県の私立大学に対しては、その歴史的事情にかんがみ、十分留意する必要がある。

ホ 我が国の学術研究の基盤を形成する上で、大学院の役割は、極めて大きい。それだけに、大学院の必要経費も大きく、大半の私立大学の大学院は、その大部分を学部の財政に依存している。「科学の創造的発展と独創性、先見性の尊重」の見地からみて、特に、これら大学院の研究・教育条件の質的向上を図ることは緊急の課題である。このための格別の助成措置が必要である。

ヘ 現行の助成制度では、新增設の学部等に対する補助金の交付は、その完成年度（4年又は2年）以降より始まることになっている。しかしながら、新增設された学部等は当初の段階で学生数こそは満たされてはいないけれども、文部省の審査に基づく「設置認可」が与えられ、かつ、専任教員等のスタッフをはじめ、施設・設備等の諸条件は、設置認可時にすでに担当部分を充足していることが前提とされている実情を考慮するならば、新增設の大学・学部等に対して、初年度より経過措置として補助金交付の対象とするよう改善されることが、助成趣旨に沿うものと考える。

5. 私立大学の経営の健全化を図るために当たって、主として次の点に留意した。

イ 私立大学等経常費補助金をはじめ、私立大学に対する国庫助成は、今日極めて不十分であることはすでにみた通りである。しかしながら、昭和54年度補助額2,355億円でも、これを国民の税負担の側面からみれば相当な額といわなければならない。私立大学は、この重い国民負担に応える社会的責任がある。しかるに今日、この点の自覚が薄く、ややもすれば営利主義にはしり、私的企業的な感覚による放漫経営と不正経理で社会問題化している大学が一部にあることも事実である。補助金の使途に関する経理上の監査が厳密に行わなければならないことは言うまでもないが、なによりも私立大学の経営サイドが襟を正し、経理の公開をはじめ、不正防止のための内部牽制組織の確立等を図って、ガラス張りの財政運営と適正な私学経営を行うことが必要である。私立大学は公明正大な経営と研究・教育を発展させる大学運営を通して、その自主性と公共性を高める重大な社会的責任がある。本会議は、すべての私立大学関係者がこの自覚の下に、私立大学経営の健全性を高めるためにあらゆる改善への努力を惜しまないよう強く期待するとともに、私立大学の自主的な改善への努力に応える積極的な助成策が確立されることを切望するものである。

ロ 私立大学の財政的な基盤を安定させることも重要な課題である。この点は、少なくとも当面寄附金収入の増加を促進する措置と長期低利の財團融資ワクの拡大等の措置が速やかにとられることが必要である。

6. 現行の私学助成法制度の改善と長期的展望をもった改善の施策が必要である。当面は、各種の助成関係法規の整備が課題である。すでに関係団体等から出されている改善意見についても私立学校振興助成法の附則13項削除をはじめとした改正意見、日本私学振興財團に関する助成配分機構の改善意見、学校の経営に適合した学校法人会計基準の改正意見等数多くある。これらの意見も十分に反映した改正作業に取りかかるよう勧告する。

また、助成効果を高めるために、イギリスのU.G.C（補助金委員会—University Grants, Committee）制度等も参考にして、私立大学の自主性と計画性が保証される

新たな助成方式と助成機関の設置等を含む長期的施策の確立が必要である。

以上の諸点が十分に配慮された国庫助成の当面の改善措置が速やかにとられるよう重ねて要望する。

11-21

総学庶第580号 昭和55年5月12日

内閣総理大臣 大平正芳 殿

日本学術會議会長 伏見康治

写送付先：衆議院議長、参議院議長、法務・外務・
大蔵・文部・厚生・農林水産・通商産業・運輸・
郵政・労働・建設及び自治各大臣、内閣官房長官、
総理府総務長官、警察庁・官内庁・行政管理庁・
北海道開発庁・防衛庁・防衛施設庁・経済企画庁
・科学技術庁・環境庁・沖縄開発庁・国土庁及び
文化庁各長官、国立国会図書館長、会計検査院長、
人事院総裁、国立公文書館長、都道府県各知事、
政令指定都市各市長

文書館法の制定について（勧告）

標記について、日本学術會議第7・9回総会の議決に基づき、下記のとおり勧告します。

記

公文書の取扱いについての國の基本方針を明らかにし、官公庁資料の系統的な収集、整理、保存、公開、利用の体制を確立するため、文書館法の制定を勧告する。

（別紙）

説明

（1）趣旨

本會議は、昭和34年11月28日、第29回総会の議決に基づき、「公文書散逸防止について」の勧告を行い、これを契機として、昭和46年、総理府設置法の一部改正により総理府の附属機関としての国立公文書館が設置された。また、本會議は、昭和44年11月1日、第55回総会の議決に基づき「歴史資料保存法の制定について」の勧告を行い、都道府県を単位とする文書館の設立の促進を要望した。

この勧告の趣旨が生かされて、埼玉、東京、京都等をはじめとするいくつかの都道府県において文書館ないし資料室の設立、充実が図られたことは高く評価すべきである。

とはいえる、現在まで都道府県で文書館等が設立され、活動しているものは、全国で十指にみたない状況である。しかもこれらの文書館等には図書館の図書館法、博物館の博物館法にあたる法律が制定されていないため、その活動にはさまざまな制約があり、また、館員の地位、身分も不安定なものが少なくない。